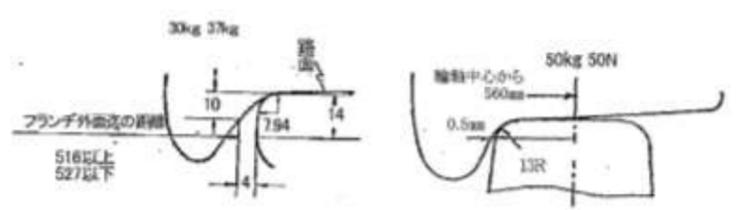
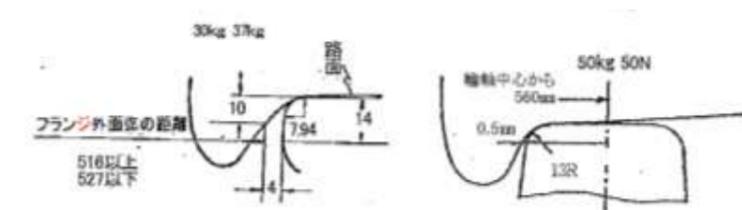


解説 鉄道に関する技術基準（土木編）第三版 正誤表

ページ	誤	正
P28	<p>第七条（移動円滑化のために講ずべき措置）</p> <p>&lt;告示&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成十八年度告示第一号の全部を改正する告示（平成二十三年三月三十一日告示第一号）</li> </ul>	<p>第七条（移動円滑化のために講ずべき措置）</p> <p>&lt;告示&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成十八年度告示第一号の全部を改正する告示（平成二十三年三月三十一日告示第一号）</li> </ul>
P36	<p>第十二条（軌間）</p> <p>図12.1 フランジ外面迄の距離</p> 	<p>第十二条（軌間）</p> <p>図12.1 フランジ外面迄の距離</p> 
P53	<p>第十四条（曲線半径）</p> <p>【運用通達】平成14年3月8日 国鉄技第92号 164号</p>	<p>第十四条（曲線半径）</p> <p>【運用通達】平成14年3月8日 国鉄技第164号</p>
P81	<p>第十五条（カント）</p> <p>【解説】</p> <p>{狭軌区間のカントの計算例}</p> $C=8.4 \times (50)^2 / 300 = 70\text{mm}$	<p>第十五条（カント）</p> <p>【解説】</p> <p>{狭軌区間のカントの計算例}</p> $C=8.4 \times (50)^2 / 300 = 70\text{mm}$
P161	<p>第十八条（こう配）</p> <p>【解釈基準】</p> <p>(5)</p> <p>①列車の走行区域・・・列車の走行に支障を及ぼしおそれ・・・</p>	<p>第十八条（こう配）</p> <p>【解釈基準】</p> <p>(5)</p> <p>①列車の走行区域・・・列車の走行に支障を及ぼすおそれ・・・</p>
P213	<p>第二十条（建築限界）</p> <p>【解釈基準】</p> <p>前文2行目</p> <p>(4) 無軌条電車及び・・・</p> <p>(5) (略)</p>	<p>第二十条（建築限界）</p> <p>【解釈基準】</p> <p>(4) 無軌条電車、超電導磁気浮上式鉄道及び・・・</p> <p>(5) (略)</p>
P219	<p>第二十条（建築限界）</p> <p>【解説】</p> <p>2.2 終電装置に対する建築限界</p> <p>③5,300mm 交流の・・・雪覆い、プラットホームの上屋・・・</p> <p>④5,300mm 直流の・・・雪覆い、プラットホームの上屋・・・</p>	<p>第二十条（建築限界）</p> <p>【解説】</p> <p>2.2 終電装置に対する建築限界</p> <p>③5,300mm 交流の・・・雪覆い、プラットホームの上屋・・・</p> <p>④5,300mm 直流の・・・雪覆い、プラットホームの上屋・・・</p>
P295	<p>第二十三条（軌道）</p> <p>【改正】第23条関係解釈基準改正（平成23年12月1日 国鉄技第89条）</p> <p>【改正】第23条関係解釈基準改正（平成23年12月1日 国鉄技第92条）</p>	<p>第二十三条（軌道）</p> <p>【改正】第23条関係解釈基準改正（平成23年12月1日 国鉄技第89号）</p> <p>【改正】第23条関係解釈基準改正（平成23年12月1日 国鉄技第92号）</p>
P373	<p>第二十六条（建築物）</p> <p>【参考】</p>	<p>第二十六条（建築物）</p> <p>【参考】</p>

	<p>d. 基礎構造物・抗土圧構造物 (平成3年12月26日付 鉄技第48号)  <u>抗土圧構造物</u> (平成9年1月3日付け 鉄技第8条)  e. 基礎構造物 (平成23年12月1日付国鉄技第89号)</p>	<p>d. 基礎構造物・抗土圧構造物 (平成3年12月26日付 鉄技第48号)  (平成9年1月3日付け 鉄技第8条)  e. 基礎構造物 (平成23年12月1日付国鉄技第89号)</p>
P559	<p>第三十四条 (駐車場の配線)  【参考】  3.2 線路有効長の測り方  (c) 線数の多い駅</p> <p>備考: 1, 2, 3 .....は線名を、  <math>l_1, l_2, l_3</math> .....は各線の有効長を示す</p> <p>図34.2 線路有効長の測り方</p>	<p>第三十四条 (駐車場の配線)  【参考】  3.2 線路有効長の測り方  (c) 線数の多い駅</p> <p>備考: 1, 2, 3 .....は線名を、  <math>l_1, l_2, l_3</math> .....は各線の有効長を示す</p> <p>図34.2 線路有効長の測り方</p>
P658	<p>第八十七条(施設及び車両の保全)  【改正】第 87 条関係解釈基準改正 (平成 19 年 2 月 26 日国鉄技第 78 条)</p>	<p>第八十七条(施設及び車両の保全)  【改正】第 87 条関係解釈基準改正 (平成 19 年 2 月 26 日国鉄技第 78 号)</p>
P674	<p>第八十九条 (本線及び本線上に設ける電車線路の巡視及び監視並びに列車の検査)  【参考】  図 89.4 最大加速度と SI 値による運転規制のイメージ</p> <p>SI 値  Kine</p>	<p>第八十九条 (本線及び本線上に設ける電車線路の巡視及び監視並びに列車の検査)  【参考】  図 89.4 最大加速度と SI 値による運転規制のイメージ</p> <p>SI 値  (kine)</p>
P658	<p>第九十条(施設及び車両の定期検査)  【改正】告示第 2 条関係解釈基準改正 (平成 19 年 2 月 26 日国鉄技第 78 条)</p>	<p>第八十七条(施設及び車両の保全)  【改正】第 87 条関係解釈基準改正 (平成 19 年 2 月 26 日国鉄技第 78 号)</p>
P720	<p>第二百十条(特殊鉄道)  【告示】 第六条  6 第二条 6 項の.....同条第 7 行の規定.....</p>	<p>第二百十条(特殊鉄道)  【告示】 第六条  6 第二条 6 項の.....同条第 7 項の規定.....</p>
P720	<p>付属資料-2 (高齢者、障害者等の移動円滑化の促進)  10. トイレ  トイレは利用しやすい.....乳幼児を連れた者等が利用しやすい.....</p>	<p>付属資料-2 (高齢者、障害者等の移動円滑化の促進)  10. トイレ  トイレは利用しやすい.....乳幼児を連れた者等が利用しやすい.....</p>
P818	<p>付属資料-6 (車両限界)  【改正】 64条関係解釈基準改正 (平成18年11月27日 国鉄技第70条)  【改正】 64条関係解釈基準改正 (平成23年12月1日 国鉄技第92条)</p>	<p>付属資料-6 (車両限界)  【改正】 第64条関係解釈基準改正 (平成18年11月27日 国鉄技第70号)  【改正】 第64条関係解釈基準改正 (平成23年12月1日 国鉄技第92号)</p>
巻末名簿	<p>技術基準調査研究会 (土木関係) 作業部会委員名簿  委員 今枝 泰公 名古屋電鉄(株) 鉄道事業本部 土木部 土木課 課長</p>	<p>技術基準調査研究会 (土木関係) 作業部会委員名簿  委員 今枝 泰公 名古屋鉄道(株) 鉄道事業本部 土木部 土木課 課長</p>